保存

<u>ຑຑຑຑຑຑຑຑຎຎຎຎຎຎຎຎຎຎຎຎຎຎຎຎຎຎຎຎຎຎຎຎຎຎ</u>

春日部市市営住宅 入居者募集のしおり

 $oldsymbol{\mathsf{R}}$



- ●応募される方は、この案内書をよくお読みいただいたうえで 申込書に必要事項を記入し、<u>郵送でお申込みください</u>。
 - ・住宅の種類ごとに応募資格が異なります。
 - ・住宅の種類ごとに抽せんが行われます。
 - 住宅の種類ごとに入居期間が設定されています。※住宅の種類は、8 ~12 ページをご覧ください
- ●応募期間、応募住宅については同封の「入居者募集市営 住宅一覧表」をご覧ください。

春日部市 都市整備部 住宅政策課 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地 1 電話 048-736-1111 内線3783~3785



目	次
---	---

♦	入居:	者募集概要 1	10 優遇抽せん資格17	
1	申込	方法 ······3	11 入居資格審査19	
2	申込	期間3	12 入居説明会20	
3	申込	にあたっての注意3	13 家賃20	
4	申込	から入居まで4	14 敷金20	
	(1)	申込から抽選まで4	15 共益費20	
	(2)	当選された方5	16 緊急時連絡先20	
	(3)	補欠となられた方6	17 駐車場21	
	(4)	落選された方6	18 住宅の鍵21	
5	共通	申し込み資格7	19 入居後の手続き21	
6	住宅	の種類による申込み資格8	20 注意事項等21	
	(1)	一般住宅······8	(1) 迷惑行為の禁止…21	
	(2)	子育て支援住宅9	(2) 高額所得者21	
	(3)	高齢者・障がい者向け住宅 10	(3) 抽せん番号数の	
	(4)	単身住宅11	計算例22	
7	入居	期間12	様 式23	
8	入居	収入基準13		
9	入居-	予定者の選定方法17		

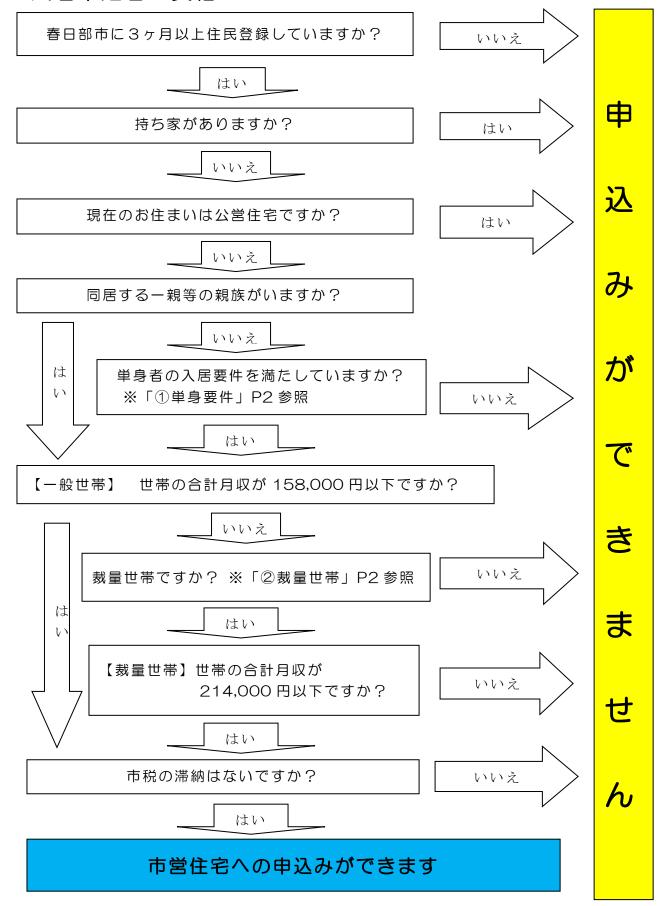
本文中の用語

(本書で記載している用語の意味等は以下のとおりです。)

用語	意味及び内容等		
親族	配偶者(婚約者及び内縁関係も含む)または一親等の親族		
入居予定者	応募者の中で当選し、入居資格審査を受けていただく方		
入居者	入居資格審査で合格となり「入居承認書」を交付された方		
入居辞退者	入居資格審査で合格した後に入居を辞退(入居資格審査及び入居 説明会の欠席者を含む)された方		
入居期間	市営住宅に入居できる最長の期間		
入居可能日	市営住宅への入居が可能となる日		
収入月額	年間収入金額から所得控除、親族控除、特別控除などを差し引き、 残額を12(12ヶ月)で割った額		

◆ 入居者募集概要

入居申込者の資格



※詳細は、7ページの共通申込み資格を必ずご確認ください。

①単身要件(市営住宅条例第6条関係)

- ア 60歳以上(入居可能日の前日時点)の方
- イ 障がい者で障がいの程度が次に定める程度の方
 - (ア) 1~4級の身体障がい者手帳の交付を受けている方
 - (イ) 1~3級の精神障がい者保険福祉手帳の交付を受けている方
 - (ウ) Ø、A、B、Cに該当する療育手帳の交付を受けている方
- ウ 戦傷病者で、障がいの程度が「恩給法」別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症 まで又は、別表第1号表ノ3の第1款症に該当する方
- エ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方
- 才 生活保護受給者
- カ 特定中国残留邦人等のうち支援給付受給者
- キ 海外からの引揚者で、日本上陸後5年以内で引揚証明書の交付を受けている方
- ク 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定 するハンセン病療養所に入所していた方
- ケ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当する場合
 - (ア)女性相談支援センター、又は母子生活支援施設で保護・入居が終了した日から、資格審査日時点で5年経過していない
 - (イ)裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から、5年経過していない

②裁量世帯(市営住宅条例第6条関係)

- ア 申込者本人が 60 歳以上であり、かつ同居者のいずれもが 60 歳以上の方又は、18 歳未満の方
- イ 障がい者で障がいの程度が次に定める程度の方
 - (ア)身体障がい者で、1~4級に該当する方
 - (イ)精神障がい者で、1級又は、2級に該当する方
 - (ウ) 知的障がい者で、 A、 Bに該当する方
- ウ 戦傷病者で、障がいの程度が「恩給法」別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症 まで又は、別表第1号表ノ3の第1款症に該当する方
- エ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方
- オ 海外からの引揚者で、本邦引揚後5年を経過していない方
- カ 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定 するハンセン病療養所に入所していた方
- キ 単身者対応住宅へ申込む 60 歳以上の方
- ク 同居者に、小学校就学前の子どもがいる世帯

1. 申込み方法

入居を希望する方は、別添の「市営住宅入居者募集一覧表」の中から**希望する住宅を一つだけ選んで、**必要事項を記入した「**市営住宅入居申込書」の**1枚目(申込者控用)を切り離し、2枚目・3枚目を「申込用封筒」にて郵送してください。なお、3枚目の市営住宅入居申込受付票には切手を貼ってください。

2. 申込み期間

「入居者募集市営住宅一覧表」に記載されている期間

※申込書の有効期限は、募集期間の最終日の消印があるものまでを有効とさせていただきます。

3. 申込みにあたっての注意

本書をよくお読みの上、以下の点に注意してお申込みください。

- ① 申込み資格、入居期間等を確認し、十分に検討したうえで、世帯の状況に合った種類の住宅を選択してください。
- ② 入居辞退者は、次回以降1年間は申込みできません。
- ③ 申込者は、成年者であること。
- ④ 次のような場合は、失格となります。
 - 同一世帯で2通以上の申込みをしたとき、又は同一人の氏名を2通以上の申込書(同居親族欄に記入しているものを含む)に記入したとき。
 - 申込み内容が虚偽、誤りであることが明らかになったとき。
 - 申込み資格のない住宅に申込みをしたとき。
 - 申込み後の住所及び電話番号の変更の連絡がなかったため、市から連絡 (通知等を含む)が取れなくなったとき。
- ⑤ 階数を指定して、申込むことはできません。
- ⑥ 申込み後は、「入居を希望する市営住宅」を変更することはできません。
- ⑦ 個人情報利用目的についての同意書が必要となりますので、「市営住宅入居申込書」 3枚目の同意書の内容をご確認いただき、住所、氏名の記入及び押印してください。
- ⑧ 供給ガスについては、プロパンガスの住宅もありますので、「入居者募集市営住宅ー 覧表」のガス欄で確認してください。
- ⑨ 市営住宅に入居された際は、団地の共用の部分の管理(廊下の電灯交換、敷地内の 草刈り、清掃活動等)を入居者の皆様に行っていいただきます。あらかじめご承知 おきください。
- ⑩ 駐車場については、「入居者募集市営住宅一覧表」の P 欄で確認してください。
 - ※申込み資格を満たさない場合又は、受付期間を過ぎた消印で到着した申込書は、 返送させていただきます。

4. 申込みから入居まで

(1) 申込みから抽せんまで

「申込み資格」と「申込みできる住宅の種類」等の確認

市営住宅を申し込むためには、一定の資格が必要です。

該当する資格により「申込みできる住宅」及び「優遇抽せん資格」が決まりますので、この案内書「共通申込み資格(7ページ)」、「住宅の種類による申込み資格等(8~11ページ)」、「入居期間(12ページ)」、「入居収入基準(13~16ページ)」、「優遇抽せん資格(17~19ページ)」を必ずご覧になり確認してください。



申込書の記入

「市営住宅入居申込書」は、記入例を必ずご確認のうえ、必要事項の記入及び該当する項目や番号を〇で囲み、**3枚目のはがきに切手を貼ってください。**

記入漏れ、未記入、誤記入及び読みとれない部分等があると受付できません。 また、資格等を誤って申込みされますと失格となりますので、十分ご注意ください。 なお、「市営住宅入居申込書」3枚目の個人情報の取り扱いに関わる「同意書」についても内容を確認のうえ、同意の証として署名してください。



申込書を郵送

「市営住宅入居申込書」の1枚目(申込者控用)を切り離し、2枚目・3枚目を「申込用封筒」に切手を貼って、郵送してください。

申込期間内(別紙「入居者募集市営住宅一覧表」に記載)の消印があるものを有効とさせていただきます。



受取票の送付

申込みを受け付けた場合には、「市営住宅入居申込受取票(申込書3枚目)」を市から返送します。なお、市からの書類送付先は、申込書に記載された住所のみとします。

また切手が貼っていない場合は返送できないため、必ず切手を貼ってください。



抽せん番号通知書の送付

申込み締切後、「抽せん番号通知書」を市から送付します。



公開抽せん

抽せん対象の住宅が生じた場合、入居予定者を決めるための抽せん会を公開で行います。日時等については、「入居者募集市営住宅一覧表」をご覧ください。

※抽せん会に出席されなくても、抽せん結果に影響はありません。

(2) 当選された方

抽せん結果通知書の送付

当選者には当選された旨の「抽せん結果通知書」または「申込結果通知書」を送付します。「入居資格審査」の日時と場所が記載されていますので、ご確認ください。 なお、申込み結果等については、市ホームページに掲載します。



入居資格審査

「入居資格審査」に必要な書類を**別紙**の表で確認し、審査会場にご持参ください。 なお、入居期間については、当日「期限付入居承認等に関する説明書」により詳細に 説明します。

収入基準に該当しない方や、資格等を誤って申告された方は失格となります。 なお、無断欠席された方は、入居辞退者となります。



入居説明会のご案内

「入居資格審査」で合格となった方には、「入居説明会の通知」、「市営住宅入居請書」 及び「敷金納付書」等を送付します。



緊急時等連絡人を選定する、敷金を納入する

入居するためには、緊急時等連絡人が1名必要です。

「市営住宅入居請書」には、本人及の署名とは別に緊急時等連絡人なられる方が署名、捺印(印鑑登録証明書の印)してください。また緊急時等連絡人の「印鑑証明書」を添えて提出してください。



入居説明会

入居に際しての手続や注意事項等について説明します。

「市営住宅入居請書」、「緊急時等連絡人の印鑑証明書」、「敷金納付書兼領収書」、 その他指定された書類を提出していただいた方に、「市営住宅入居承認書」を交付 します。なお、無断欠席者は入居辞退者となります。



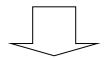
入 居

入居可能日(説明会)から15日以内に入居して下さい(家賃は入居可能日から発生します)。**※入居可能日は、別紙「入居者募集市営住宅一覧表」によりご確認ください。**

(3) 補欠となられた方

抽せん結果通知書の送付

補欠となられた旨の「抽せん結果通知書」を送付します。 なお、申込み結果等については、市ホームページに掲載します。



補欠の有効期間

補欠の方は、当選された方が、辞退や失格になった場合に「繰上げ当選」となります。

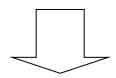
「繰上げ当選」された場合は、その旨の書類を送付しますので、当選された方と同じく「(2)当選された方」の手続をしていただき、入居となります。

ただし、補欠当選の有効期間は、「入居者募集市営住宅一覧表」の「申込みから入居 までの日程」に記載した期日までとなり、その日以降は、落選扱いとなりますので、下 欄「(4)落選された方」をお読みのうえ、「抽せん結果通知書」を大切に保管しておい てください。

(4) 落選された方

抽せん結果通知書の送付

落選された旨の「抽せん結果通知書」を送付します。 なお、申込み結果等については、市ホームページに掲載します。



抽せん結果通知書の保管

今後の申込みで、「通算2回落選世帯(18ページ)」の「優遇抽せん資格」を利用される場合「抽せん結果通知書」が必要となります。

提出のなかったときは、失格となりますので、「抽せん結果通知書」は大切に保管しておいてください。

なお、「抽せん結果通知書」の再発行はいたしません。抽選日から1週間以上経過しても届かない場合は必ずご連絡ください。

5. 共通申込み資格

申込みされる方は、以下のすべての要件を備えていることが必要です。

- ① 名義人と名義人の配偶者又は、一親等の親族からなる2人(出産予定では人数に含まれません)以上の世帯での申込であること。
 - ただし、単身住宅に申込まれる方は、この資格は適用されません。
 - なお、夫婦どちらか一方が子どもと申込む場合(DV被害者等を除く)や、社会 通念上著しく不自然な世帯分離による申込みはできません。
 - ア 婚約している場合は、入居可能日の前日までに婚姻の届出をしたことが確認できることが条件となります。
 - イ 内縁関係(パートナーシップを含む)で申込みの場合は、住民票で1年以上の同居 が確認できることが条件となります。
 - ウ 事実上婚姻関係が解消した世帯の場合は、配偶者と住民票で1年以上の別居(申 込締切日時点)が確認できるか、家庭裁判所に離婚の調停を申し立てていること(要 事件係属証明書)。
- ② 入居しようとする世帯の収入月額が、入居収入基準(13ページ)の範囲内であること。
- ③ 申込み時点で、春日部市内に引き続き3ヶ月以上居住している方。
- ④ 申込み本人を含めた同居者全員が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑤ 外国人にあっては、中長期の在留資格があること。
- ⑥ 県民税・市税を滞納していないこと。
- ⑦ 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。 なお、自己所有(共有持分含む)の住宅・住宅供給公社・県営住宅・市営住宅に現在 入居している方は「住宅に困窮している」とは原則認められませんが、 以下の何れかに該当する方は申込が可能となる場合があります。
 - ・春日部市市営住宅の期限付き住宅(借上型含む)に入居中で、入居期限まで2年以内の方で収入超過者でない方及び家賃等の滞納のない方。

8 その他

- ・申込者本人が成人であること※入居可能日前日迄に 18 歳になる方
- ・独立行政法人都市再生機構の整備する賃貸住宅に居住している場合、家賃もしくは 損害賠償金を滞納していないこと。

6. 住宅の種類による申込み資格

5. 共通申込み資格(7ページ)に加え、住宅の種類により個別の要件が必要です。

入居期間及び優遇抽せん資格も異なりますので、以下の各表をよく確認してください。 ※抽せん番号数の計算例は22ページにあります。

(1) 一般住宅【基本抽せん番号は5個】

申込み	共通申込み資格があり、名義人と名義人の配偶者又は 1 親等の親族から					
資格	なる2人以上の親族で構成されている世帯であること。					
入居期間	期限なし					
	資 格	加算	申込書への記入方法			
	原子爆弾被爆者	1	世帯構成欄の「被爆者」を○で囲む			
	海外引揚者	1	世帯構成欄の「引揚者」を○で囲む			
	ハンセン病療養所入所者	1	世帯構成欄の「ハンセン病」を〇で囲む			
	高齢者世帯	1	世帯構成欄に記入された生年月日で判別します			
	障がい者世帯	1	世帯構成欄の該当番号を○で囲み、手帳番			
		1	号や等級などを記入			
	多子世帯	1	世帯構成欄に記入された事項で判別します			
	母子(父子)世帯	2	申告事項欄の1を○で囲む			
	DV被害者世帯	1	申告事項欄の2を○で囲む			
	通算2回落選世帯	1	申告事項欄の4を○で囲む			
優遇抽せん	市が行う公共事業により	2	申告事項欄の5を○で囲む			
資格加算数	住宅が除却される世帯					
17~19	災害による住宅の滅失	2	申告事項欄の6を○で囲む			
ページ参照	不良住宅の撤去	2	申告事項欄の7を○で囲む			
	借上型市営住宅の	2	申告事項欄の8を○で囲む			
	契約終了	<i>∠</i>	中日事項欄の8をして囲む			
	市営住宅建替事業					
	により市営住宅が	2	申告事項欄の9を○で囲む			
	除却される世帯					
	都市計画事業等の施行					
	に伴い住宅が	2	申告事項欄の 10 を○で囲む			
	除却される世帯					
	土地収用法等に基づく					
	事業の施行に伴い	2	申告事項欄の 11 を○で囲む			
	住宅が除却される世帯					

(2)子育て支援住宅【基本抽せん番号は5個】

● 「18歳未満の子供がいる世帯」又は、「申込者本人及びその配偶者 のみの世帯で、いずれもが40歳未満の世帯」を対象とした住宅。

	共通申込み資格があり、以	以下の	いずれかの要件を備えた2人以上の親族						
	で構成されている世帯であること。								
申込み資格	・ 18 歳未満 (18 歳になってから最初の3月末日まで) の方を扶養している								
	・ 申込者本人及びその配偶者のみの世帯で、いずれもが 40 歳未満(入居可能								
	日の前日時点) である								
入居期間	10年								
	資 格	加	申込書への記入方法						
		算							
	子育て世帯	1	世帯構成欄に記入された事項で判別します						
	多子世帯	1	世帯構成欄に記入された事項で判別します						
	母子(父子)世帯	2	申告事項欄の1を○で囲む						
	DV被害者世帯	1	申告事項欄の2を○で囲む						
	市が行う公共事業により	0	中生東西側の「た○本四と						
優遇抽せん	住宅が除却される世帯	2	申告事項欄の 5 を○で囲む 						
資格加算数	災害による住宅の滅失	2	申告事項欄の6を○で囲む						
17~19	不良住宅の撤去	2	申告事項欄の7を○で囲む						
ページ参照	借上型市営住宅の契約終了	2	申告事項欄の8を○で囲む						
	市営住宅建替事業により	0	由仕事預測の 0 t.○本四t。						
	市営住宅が除却される世帯	2	申告事項欄の9を○で囲む						
	都市計画事業等の施行に	0	カケ東西側の10 t. ○本国t。						
	伴い住宅が除却される世帯	2	申告事項欄の 10 を○で囲む						
	土地収用法等に基づく事業								
	の施行に伴い住宅が除却	2	申告事項欄の 11 を○で囲む						
	される世帯								

(3) 高齢者・障がい者向け住宅【基本抽せん番号は1個】

● 高齢者や障がい者のいる世帯を対象とした住宅。

● 同即日で呼がい日のいる圧而を対象とした圧毛。							
	共通申込み資格があり、以下のいずれかの要件を備えた世帯であること。						
	・ 申込者本人及び同居者(配偶者は除く)のすべての方が 60 歳以上(入居						
	可能日	の前日時点	烹) である				
申込み資格	· 1~	4級の身体	は障がい者手帳の)交付	を受けている方がいる		
中心//貝伯	· 1~	2級の精神	#障がい者保健福	ā祉手「	帳の交付を受けている方がいる		
	· (A),	A、Bに診	亥当する知的障か	い者の	の方がいる		
	障が	いの程度が	:「恩給法」別表	第15	号表ノ2の特別項症から第6項症まで又		
	は、別	表第 1 号表	きノ3の第1款症	の戦化	傷病者手帳の交付を受けている方がいる		
入居期間	期限なし						
		資材	 各	加	申込書への記入方法		
				算			
	高齢者(申	7 5 歳以	 以上	2			
	込者本				世帯構成欄に記入された生年月日		
	人)	65歳以	以上 75 歳未満	1	で判別します		
			1級又は2		世帯構成欄の「身体障がい」を〇		
	障がい者	身体	級	2	で囲み、手帳番号と等級を記入		
		障がい者	3級又は4	1			
			級				
		精 神	1級	2	世帯構成欄の「精神障がい」を○で		
		障がい者	2級	1	囲み、手帳番号や等級などを記入		
		知的	A A スはA	2	世帯構成欄の「知的障がい」を○で		
優遇抽せん		障がい者	В	1	囲み、手帳番号や等級などを記入		
資格加算数			特別項症~				
17~19		戦傷	第3項症	2	世帯構成欄の「戦傷病者」を○で		
ページ参照		病者	第4項症~		囲む		
2 30/1/1) / 1 · E	第6項症	1			
	由が行うか	<u> </u> 出事業 <i>に</i>	より住宅が				
	除却される		- & 7 IL-L//-	2	申告事項欄の5を○で囲む		
	災害による		,	2	申告事項欄の6を○で囲む		
	不良住宅の	•		2	申告事項欄の7を○で囲む		
	借上型市営	4.4]約級了	2	申告事項欄の8を○で囲む		
	市営住宅建				十日事項欄のひとして四日		
				2	申告事項欄の9を○で囲む		
	市営住宅が除却される世帯都市計画事業等の施行に伴い						
	住宅が除去		, ,	2	申告事項欄の10を○で囲む		
			、 事業の施行に		由. 供表不明. 6. 4. 2. 6. 4. 2. 6. 4. 2. 6. 4. 2. 6. 4. 2. 6. 4. 2. 6. 4. 2. 6. 4. 2. 6. 4. 2. 6. 4. 2. 6. 4. 2. 6.		
	伴い住宅が	除却される	5世帯	2	申告事項欄の 11 を○で囲む 		

※障がい者の優遇抽せん資格は、1人で1要件のみとなるため、複数の障がいをお持ちの方は、 障がいの程度が一番重いものを1つ世帯構成欄に記入してください。

(4) 単身住宅【基本抽せん番号は1個】

申込み資格

共通申込み資格があり、以下のいずれかの要件を備えた**1人**の世帯であること。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められた方は除きます。

- ・ 60歳以上(入居可能日の前日時点)の方
- ・ 1~4級の身体障がい者手帳の交付を受けている方
- ・ 1~3級の精神障がい者保険福祉手帳の交付を受けている方
- A、A、B、Cに療育手帳の交付を受けている方
- ・ 障がいの程度が「恩給法」別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表ノ3の第1款症に該当する戦傷病者である
- ・ 原子爆弾被爆者の認定を受けている

・ 海外から引き揚げた者で、日本上陸後5年以内で、引揚証明書の交付を 受けている

- ・ 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第 2条に規定するハンセン病療養所に入所していた
- ・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第1条第 2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当する
 - ○女性相談支援センター、又は母子生活支援施設で保護・入居が終了した日から5年を経過していない
- ○裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から5年を経過していない
- ・ 生活保護受給者である
- ・ 特定中国残留邦人等のうち支援給付受給者である

入居期間	期限なし						
	資 格			加算	申込書への記入方法		
		身体	1級又は2級	2	世帯構成欄の「身体障がい」を〇		
		障がい者	3級又は4級	1	で囲み、手帳番号と等級を記入		
		精神	1級	2	世帯構成欄の「精神障がい」を○で		
	 障がい者	障がい者	2級	1	囲み、手帳番号や等級などを記入		
		知的		2	世帯構成欄の「知的障がい」を○で		
		障がい者	В	1	囲み、手帳番号や等級などを記入		
		戦傷	特別項症~第3項症	2	世帯構成欄の「戦傷病者」を〇		
優遇抽せん		病者	第4項症~第6項症	1	で囲む		
資格加算数	市が行う公共事業により住宅が		0	│ │申告事項欄の5を○で囲む			
17~19	除却され	る世帯		2	中日事項欄の3を○(四の		
ページ参照	災害による住宅の滅失			2	申告事項欄の6を○で囲む		
	不良住宅の撤去			2	申告事項欄の7を○で囲む		
	借上型市	営住宅の	契約終了	2	申告事項欄の8を○で囲む		
	市営住宅	建替事業は	こより	2	申告事項欄の9を○で囲む		
市営住宅が除却さ		が除却され	れる世帯	<u> </u>	中日事項欄の9を○(囲む		
	都市計画事業等の施行に伴い 住宅が除却される世帯		2	 申告事項欄の 10 を○で囲む			
			∠				
	土地収用法	土地収用法等に基づく事業の施行に		2	申告事項欄の 11 を○で囲む		
	伴い住宅が	伴い住宅が除却される世帯					

※高齢者(申込者本人)の加算はありません。※障がい者の優遇抽せん資格は、1人で1要件のみとなるため、複数の障がいをお持ちの方は、程度が一番重いものを1つ世帯構成欄に記入してください。

7. 入居期間

① 一般住宅、高齢者・障がい者向け住宅、単身住宅(KOUKEN除く)

入居期間に期限はありません。

② 子育て支援住宅

入居期間は10年間です。期間の満了日までに、住宅の明渡しをしなければなりません。

3 KOUKEN

入居期間は最長で、令和23年1月31日までです。期間の満了日までに、住宅の明渡しをしなければなりません。

④ グランドソレイユ

入居期間は最長で、令和 17 年 3 月 31 日までです。期間の満了日までに、住宅の明渡しをしなければなりません。

8. 入居収入基準

収入月額は、法に則って過去1年間の状況を確認して、入居資格を審査するためのものです。 共通申込み資格の項では、「入居しようとする世帯の収入月額が、入居収入基準の範囲内で あること」としていますが、この収入基準を満たすには、世帯の収入月額(E)が「158,0 00円以下」でなければなりません。

世帯の収入月額(E)の計算方法は、下記の「収入月額の計算方法」で求めてください。

※注意:裁量世帯

同居を希望する親族のうち、次に該当する方がいる世帯は裁量世帯として認められ、収入月額が「158,000円以下」から「214,000円以下」に緩和されます。

- ① 1~4級に該当する身体障がい者の方
- ② 1、2級に該当する精神障がい者の方
- ③ A、Bに該当する知的障がい者の方
- ④ 申込者本人が60歳以上であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上の方又は、18歳未満の方
- ⑤ 障がいの程度が「恩給法」別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は別表第1号表ノ3の第1款症に該当する戦傷病者の方
- ⑥ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方
- ⑦ 海外からの引揚者で、本邦引揚後5年を経過していない方
- ⑧ 単身者対応住宅へ申込む60歳以上の方
- ⑨ 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」第2条に規定する ハンセン病療養所に入所していた方
- ⑩ 同居者に小学校就学前の子供がいる世帯

収入月額の計算方法

【収入月額計算式】

 【心八刀眼巾开入】						
(A) 世帯	の収入認定	用所得金額			(B)親族による控除額	
本人の収入認定用		家族の収入認定用]		年額	
所得金額		所得金額		_		
年額	+	年額		1		
 (C) 特別控除額	(D) 控	空除後の世帯所得		1 2=	(E) 世帯の収入月 額	
年額	年額		•	1 2 -		

(A) 世帯の収入認定用所得金額

- ●家族全員の収入を、個別に計算して合計してください。
- ●1人で2種類(給与や年金)以上や複数個所から収入がある方は、それぞれの年収を合計してください。

(1)給与所得

	 昨年1月2日以前から現在と	ア)源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」		
(I)	同じ職場にお勤めの方(パー	(「支払金額」ではありません)		
	内し電物にお勤めのカ (バー) トアルバイトを含む)	イ)市町村役場発行の所得証明の所得金額		
		(「給与収入」ではありません)		
	 昨年1月2日以降に就職	推定年間収入金額から推定年間所得金額を算出		
2	又は転職した場合	推定年間収入金額= <u>年間収入金額-賞与</u> × 1 2 +賞与		
	7 C. S. H. W. S. S. S. M. D.	推足中间收入金額— 勤続月数		
	 就職後1か月に満たず、まだ1	推定年間収入金額から年間所得金額を算出		
3	が順後 1 が月に何たり、また 1 か月分の給料が支給されてい	推定年間収入金額		
3	かりの紹介が文和されてい	固定的月額給与(基本給、家族手当、住宅手当等)×12		
	'よヾ' <i>物</i> 口	または、年間収入金額時給×時間×日数×12		

②及び③ 年間所得算出表

推定年間収入金額(★)	推定年間所得金額		
~ 550,999 円	0		
551,000 円~1,618,999 円	推定年間収	入額-550,000	
1,619,000 円~1,619,999 円	1,0	69,000	
1,620,000 円~1,621,999 円	1,0	70,000	
1,622,000 円~1,623,999 円	1,0	72,000	
1,624,000 円~1,627,999 円	1,0	74,000	
1,628,000 円~1,799,999 円	★を端数処理	C×0.6+100,000	
1,800,000 円~3,599,999 円	★÷4000=A Aの少数点以下切り捨てた額=B	C×0.7-80,000	
3,600,000 円~6,599,999 円	B×4000=C	C×0.8-440,000	
6,600,000 円~8,499,999 円	推定年間収入金額	i×0.9-1,100,000	

(2) 公的年金等の雑所得

受給者年齢	その年の年金額	年間所得金額
	1,100,000 円以下	0
65年17上	1,100,001 円以上 3,299,999 円以下	年金額 — 1,100,000
65歳以上	3,300,000 円以上 4,099,999 円以下	年金額 × 0.75-275,000
	4,100,000 円以上 7,699,999 円以下	年金額 × 0.85-685,000
	600,000 円以下	0
65歳未満	600,001 円以上 1,299,999 円以下	年金額 — 600,000
	1,300,000 円以上 4,099,999 円以下	年金額 × 0.75-275,000
	4,100,000 円以上 7,699,999 円以下	年金額 × 0.85-685,000

※受給者の年齢区分は、その年の12月31日の年齢によります。

給与所得と公的年金等の雑所得の2つの所得がある場合

給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の金額と公的年金等の雑 所得の金額の合計が10万円を超える場合は、給与所得控除後の金額から最高で10万円 を差し引いた額が給与所得金額となります。

[給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額

(10万円超の場合は10万円)]-10万円=給与所得控除後の金額から控除する額

(3) 事業所得

①事業所得がある場合	確定申告の所得金額の合計
②昨年1月2日以降に事業	年間収入額-必要経費 × 1.2
又は営業を開始した場合	事業を営んだ月数

(B) 親族による控除額

親族による控除はすべての世帯にあてはまります。(収入のある配偶者や親族も対象となります。)本人を除いた家族数を下の式に代入し親族による控除額を算出します。その金額を下の収入月額計算式の)**親族による控除額**の欄に記入してください。

控除額	控除の対象となる方	備考
1人につき 38万円	入居しようとする親族(本人を除く)及び所得税法上遠隔地扶養の対象となっている人。※遠隔地扶養とは所得税法に基づいた扶養親族であり、仕送りしているだけでは該当しません。	収入の有無にかかわら ず控除されます。

入居世帯人数	申込本人		同居していないが、遠隔 地扶養している親族	×38 万円=	親族控除額
名	1名	H	名	入36 万円一	

(C) 特別控除額

対象者名	控除の対象者	控除金額
給与所得等 控 除	申込者本人又は同居親族に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	100,000 円× 人 = 円 (所得金額が 10 万円未 満である場合には、 当該所得額)
老人扶養 親族控除	扶養親族のうち、入居可能日の前日時点で年齢 70 歳以上の方 (扶養親族には同 一生計配偶者も含む) がいる場合	100,000 円× 人
特定扶養 親族控除	扶養親族のうち入居可能日の前日時点で年齢 16 歳以上 23 歳未満の方配偶者 (扶養親族には配偶者は含まれません)	250,000 円× 人 = 円
障がい者 控除	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ア. 児童相談所などから中度(B)・軽度(C)の知的障がい者と判定された方 イ. 2、3級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 ウ. 3~6級の身体障がい者手帳の交付を受けている方 エ. 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第四項症から第六項症まで又は第一款症までの方 オ. 入居可能日の前日時点で年齢 65 歳以上で障がいの程度がア、ウと同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている方	270,000 円× 人
特別 障がい者 控除	申込者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ア. 心神喪失の状況にある方 イ. 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方 ウ. 児童相談所などから重度(A)、A)の知的障がい者と判定された方 エ. 身体障がい者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 オ. 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第三項症までの方 カ. 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている方 キ. 年齢 65 歳以上で障がいの程度がア、ウ、エと同程度であることの認定 書を福祉事務所長から交付されている方 ク. 常に就床を要し複雑な介護を要する方	400,000 円× 人 = 円 ※同一人物で障がい者 控除と特別障がい者控 除が重複する場合は控 除額の大きいものが対 象
ひとり親控除	所得者本人が現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で、 次の要件すべてに当てはまる方 (1)生計を一にする子供(所得金額 48 万円以下)がいること (2)合計所得金額が 500 万円以下であること (3)所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるものがいないこと	350,000 円× 人 = 円 (所得額 35 万円未満 の場合は当該所得額)
寡婦控除	所得者本人がアからウのいずれかに該当し、かつ、(1)から(3)の要件すべてに 当てはまる方 ア 夫と離婚してから婚姻していない方で扶養親族がいる方 イ 夫と死別してから婚姻をしていない方 ウ 夫の生死が明らかでない方 (1) ひとり親に該当しないこと (2) 合計所得金額が 500 万円以下であること (3) 所得者本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	270,000 円× 人 = 円 (所得額 27 万円未 満の場合は当該所 得額)

9. 入居予定者の選定方法

申込者が募集戸数を下回った場合は、申込者全員を入居予定者とします。

また、申込者が募集戸数を上回った場合は、公開による抽せんで入居予定者を決定します。

住宅の種類ごとに抽せんを行いますので、【基本抽せん番号の数】の違いは抽せん結果に影響 ありません。

10. 優遇抽せん資格

以下の表の資格に該当する場合、【基本抽せん番号の数】に【加算の数を合計した数】だけ抽せん番号を追加し、当選確率を高くします。

住宅の種類によって、優遇措置が適用される資格や加算数(8~12ページ)が違いますので、 「市営住宅入居申込書」の記入には注意してください。

【優遇抽せん資格一覧表】

【後四曲に心具作	見仪』
資 格	要件
高齢者	次のいずれかに該当する方
(申込者本人)	① 申込者本人で75歳以上 (入居可能日の前日時点) の方
(中丛有本八)	② 65歳以上75歳未満(入居可能日の前日時点)の方
	「身体障がい者福祉法」第15条第4号の規定により次のいずれかに
 身体障がい者	該当する方
3 体体がでも	① 1級又は2級の身体障がい者手帳の交付を受けている方
	② 3級又は4級の身体障がい者手帳の交付を受けている方
	「精神保健及び精神障がい者福祉法に関する法律施行令」第6条第3項
	Ø
 精神障がい者	規定により、次のいずれかに該当する方
/月/中/卓//- V ·石	② 1級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方
	② 2級の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方又は障
	がい等級が1級10号の障がい年金給付を受けている方
	次のいずれかに該当する療育手帳の交付を受けている方
知的障がい者	① @又はA
	② B
	「戦傷病者特別保護法」第4条に規定する戦傷病者手帳の交付を受け
	て
戦傷病者	おり、障がいの程度が次のいずれかに該当する方
	① 「恩給法」別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は
	「恩給法」別表1号表ノ3の第1款症に該当する方

次ページに続く

資格	要件
原子爆弾被爆者	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」第2条の規定により、 被爆者健康手帳の交付を受けている方
海外引揚者	海外から引き揚げた者で、日本上陸後5年を経過していない者で、引 揚証明書の交付を受けている引揚者本人が申込み又は同居する場合
ハンセン病	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」
療養所入所者	第2条に規定するハンセン病療養所等に入所していた方
高齢者世帯	申込者本人が60歳以上(入居可能日の前日時点)であり、同居者 (配偶者を除く)のすべての方が60歳以上(入居可能日の前日時点) の1親等の親族である世帯
障がい者世帯	この優遇抽せん資格一覧表の「身体障がい者」、「精神障がい者」、「知 的障がい者」、「戦傷病者」のいずれかに該当する方がいる世帯
子育て世帯	18歳未満 (18歳になってから最初の3月末日まで) の方と同居して扶養している方の世帯
多子世帯	3人以上の18歳未満 (18歳になってから最初の3月末日まで) の 方と同居して扶養している方の世帯
母子世帯 父子世帯	申込者本人が配偶者のいない親であり、現に20歳未満(入居可能日の前日時点)の児童を扶養している世帯(別居、離婚調停中、又は婚約者や内縁関係の相手がいる方は該当しません) 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第6条第1項又は第2項に規定する方をいい、配偶者の生死が明らかでない場合等も該当します。
DV被害者世帯	申込者本人が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第1条第2項に規定する配偶者等からの暴力の被害者で、次のいずれかに該当する世帯(加害者であった配偶者との同居は認められません) ① 上記の法律第3条第3項第三号に規定する保護が終了した日から5年経過していない(資格審査日時点) ② 母子生活支援施設で入居が終了した日から5年経過していない ③ 裁判所が決定した保護命令が効力を生じた日から5年経過していない ④ 女性相談支援センター又は配偶者暴力相談支援センターにより、配偶者からの暴力の被害を理由として保護を受けている証明書を発行されている ⑤ 福祉事務所や市町村その他機関と連携して支援を行う民間団体から配偶者の暴力を理由に避難していることを申し出た確認書を発行されている
通算2回落選世帯	今回の入居申込みの日前2年間において、同一名義人で市営住宅の入
(一般住宅のみ)	居申込みをし、落選した回数が2回以上の方
市の公共事業による住宅除却世帯	市が行う公共事業の施行に伴い、住宅を除却されることが決定した世帯
災害による 住宅の滅失	災害により住宅が滅失し、居住することが不可能と認められる世帯

資 格	要件
不良住宅の撤去	住宅地区改良法に基づく不良住宅の撤去により、不良住宅を撤去され る世帯
借上型市営住宅 の契約終了	借上型市営住宅に入居し、契約期間が2年以内に満了となる世帯
市営住宅建替 事業により 市営住宅が除却 される世帯	市営住宅に入居し、当該住宅が、建替え事業により除却が決定してい る世帯
都市計画事業等 の施行に伴い 住宅が除却 される世帯	「都市計画法」第59条の規定に基づく都市計画事業、「土地区画整理法」第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」に基づく住宅街区整備事業、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づく防災街区整備事業又は「都市再開発法」に基づく市街地再開発事業の施行に伴い、住宅を除却されることが決定した世帯
土地収用法等に 基づく事業の施 行に伴い住宅が 除却される世帯	「土地収用法」第20条の規定による事業の認定を受けている事業又は「公共用地の取得に関する特別措置法」第2条に規定する特定公共事業の執行に伴い、住宅を除却されることが決定した世帯

※「優遇抽せん資格一覧表」の要件に該当するか否か判断できない場合は、ご相談ください。

11. 入居資格審查

「市営住宅入居申込書」に記載いただいた「共通申込み資格」や「住宅の種類による申込み資格」及び「優遇抽せん資格」等について、それらを証明する書類を持参していただき、入居資格を確認します。

- ・別紙の入居資格審査必要書類を確認し、必要な書類を資格審査日に提出してください。
- ・審査予定日は別紙市営住宅入居者募集一覧表のスケジュールをご覧ください。詳細な日時については。申込期間終了後に資格審査対象世帯あてに通知を発送します。
- ・世帯状況によって、別途書類の提出を求めることがあります。
- ・不足書類があると審査することができません。失格となる場合があるため、ご注意ください。
- ・別紙の入居資格審査必要書類をご確認いただき、送付された。
- ・資格審査会を無断で欠席した方や資格審査に合格した後に辞退した方は、次回募集以降一年間は 申込ができません。

12. 入居説明会

入居説明会では入居承認を受けるために必要な「市営住宅入居請書」、「敷金納入領収書」を提出していただきます。

入居中の注意事項、修繕の負担区分及び駐車場等について説明をしますので、 必ず出席してください。 なお、欠席された方は入居辞退者となり、次回募集 以降1年間申込みができません。

当日、下記の書類を確認した後、市から「市営住宅入居承認書」を交付します。

- ① 必要事項を記載(緊急時等連絡人欄も同様)した「市営住宅入居請書」
- ② 緊急時等連絡先になられる方の印鑑証明書
- ③ 敷金(家賃の3ヶ月分)を納入した領収書

13. 家賃

- (1) 家賃は引越し日にかかわらず、入居可能日より発生します。
- (2) 家賃額は、世帯の収入に応じた家賃算定基礎額に、住宅の規模や立地条件、築年数などの条件を加味されて決まります。
- (3) お支払いは原則として口座振替となります。
- (4) 入居後、世帯の収入によっては、家賃の減免を受けることができます。
- (5) 入居後は毎年、収入申告をしていただき、その結果に基づき家賃額を決 定します。
- (6) 収入基準を超えたときは、超過割合に応じた額が加算され、また申告されないと近傍同種の住宅の家賃となります。

14. 敷金

家賃の3ヶ月分を入居説明会までに納入していただきます。

15. 共益費

街路灯、廊下灯、給水施設、排水施設(屋内排水管や浄化槽等)、エレベーターなどの共同施設の費用は「共益費」として団地自治会にお支払いいただきます。

なお、各住宅の負担額は、設備内容等により異なりますので、団地自治会役員の方から説明を受けてください。

16. 緊急時等連絡先

入居の際には、原則として1名の緊急時等連絡先が必要となります。

なお、緊急時等連絡先になられる方から、印鑑証明書を提出していただくことになります。

※緊急時等連絡先をやむを得ず立てられない方で、要件に合致する場合は、「緊急時等連絡人を立てられない旨の申出書」を提出してください。

17. 駐車場

駐車場は有料となります。駐車場がない市営住宅もありますので、「入居者募集市 営住宅一覧表」の駐車場欄で有無を確認してください。

なお、駐車場のある市営住宅でも、順番をお待ちいただくか、ご自身で民間駐車場 を探していただく場合もあります。

18. 住宅の鍵

鍵は、原則として「入居可能日」にお渡しします。 なお、入居前修繕は必要最低限のものとなっておりますのでご承知おきください。

19. 入居後の手続

入居した日から7日以内に「市営住宅入居届」と市営住宅へ異動した住民票の 写しを必ず提出していただきます。

20. 注意事項等

(1)迷惑行為の禁止

犬、猫等の飼育など、他の入居者に迷惑を及ぼす行為をした場合は、条例 等の規定により市営住宅を明渡していただきます。

【禁止事項(明渡しに係る違反で主なもの)】

- ●住宅家賃等を3ヶ月以上滞納すること
- ●正当な理由がなく、15日以上住宅を使用しないこと
- ●他の者に住宅を貸したり、入居の権利を譲渡したりすること
- ●無断で他人を同居させたり、留守番と称して他人を住まわせたりすること
- ●承認を受けずに住宅の模様替え、増築をおこなうこと
- ●市営住宅又は、共同施設を故意にき損すること
- ●無断で住宅以外の用途に使用すること
- ●入居者、同居者その他の関係者を威迫し、不安又は迷惑を覚えさせるような言動をすること
- ●ペット(犬、猫、にわとり、鳩等)を飼育または、給餌、給水すること
- ●その他、法、条例、規則又はこれに基づく市長の指示・命令に違反すること

(2) 高額所得者

入居してから5年以上経過し、収入申告で「高額所得者」に認定されたときは、住宅の明渡しを請求します。

(3)抽せん番号数の計算例

【例1】

一般住宅に、申込者(65歳)、配偶者(62歳、4級の身体障害者手帳を持っている)、2人世帯で今回の入居申込みの日前2年間において2回落選世帯での申込み。

一般住宅	基本の抽せん番号の数	5個
高齢者世帯である	加算の数	1個
障がい者世帯である	加算の数	1個
2回落選世帯である	加算の数	1個
合計 (5+1+1+1) → 抽せん番号の数		8個

【例2】

子育て支援住宅に、申込者(配偶者のいない女子:38歳)、子供(16歳)、子供(12歳)、子供(6歳)の4人世帯で申込み。

子育て支援住宅	基本の抽せん番号の	5個
	数	
子育て世帯である	加算の数	1個
多子世帯である	加算の数	1個
母子(父子)世帯である	加算の数	2個
合計 (5+1+1+1) → 抽せん番号の数		8個

単身入居の入居者資格認定のための申立書

氏	名			生年月日	大正·昭和·平成	年	月	日生(歳)	男・:
現化	 住所									
《診	変当する も	のにマルド	印を付け、或いり	は記入欄に記	入してください。》					
1.	あなたに	は単身で日常	常生活を営むう	えで何らかの	介護(介助・援助)る	を必要	としま	ぎすか。		
	①必要	とする	②必要と	しない						
	※下記	の質問「4」(: に掲げる項目に	.照らしてお答	えください。					
										_
	◎上	21で「②必	要としない」とま	答えになった	<u>:方は5. の親族に1</u>	ついて	の質	問のみご訂	己入くだる	さい。
2.	現在の	あなたのお	すまい等の状況	こについておた	_ずねします。					
			現在のおすまい		③ その他(具体	₩6/51×	i			
	,	1) 住七	② 旭餀•	/ 例 元 守	⑤ ての他(共)	ション(ロ4	-			
			すまいの方にお Eんでいる居室の		0					
					無) ③3階以上(エレ	ベーター	-の有	無:有•無)	
		・同居してい								
		①いる ②)いない							
	(3)	施設、病院	完等に入ってお	られる方にお	たずねします。					
		•施設、病院	完等の名称は()		
		•施設、病院	完等の種類は(D特別養護老	人ホーム ②障がい	・者療	護施	設 ③病院	E•診療 原	沂
			(4)その他()	
		・現在の施記	役、病院等からī	市営住宅への	移転を希望する理	由をこ	記入	下さい。		
3.	現在の	あなたの心。	身の状況等につ	oいておたずれ	aします。					
	(1)	介護保険	法による市町村	の認定を(①受けている ②受	:けてレ	ない			
		市町村の	の認定を受けて	いる場合はそ	の内容(要支援、[5	要介護	1, 2	2, 3, 4, 5	5])	
	(2)	日常生活	において何か福	冨祉器具を使	用していますか。					
		①使用し	している 福祉器	器具の種別(,	②使月	用してい	ない
4.	あなたの)現在の日	常生活における	介護(介助・	援助)の状況等につ	いては	おたず	ねします。	表中の	該当
	する欄に	マル印を記	己入して下さい。							
	また、介	護(介助・援	受助)が必要な場	易合、現在受け	ナている介護(介助	·援助])の内	容、入居申	■込みを	こした

市営住宅において受ける予定の介護(介助・援助)の内容等について、具体的に記入して下さい。

		におい 助・援	マ介護 助)を必	(介	② ①においた場合、現在をどこから受け	の介護(介	助•援助)	必要と答えたしたときにどい	いて介護(介助 :場合、市営住 こから介護(介.	宅に入居
	項目	ていま	<u>すか</u> 	全			険以外に 助・援助	を受ける予定	介護保険 よる介助	
		不必要	部必要	王部 必 要	介護保険に よる居宅介護 サービス	公的機関 (市町村、 保健所、支 援センター など)	民間(ボラン ティア団体、 NPO、親族 など)	介護保険による居宅介護 サービス	€ 公的機関(市	ティア団体、
	居宅にま ける移動									
本		事								
的	お 風 ト イ	当 レ								
な	着替									
	炊事・洗濯 掃除など、	崔•								
,,,	ふだんの									
	相	談								
	見守	り								
	 ○ 現在受けている介護(介助・援助)について、内容・頻度、実施団体名等具体的にご記入下さい。 ○ 現在受けている医療(訪問看護、通院、服薬、急に持病の症状が出たときの方法など)があり、それについて知らせておきたいことがあれば、その具体的な内容をご記入下さい。 ○ 入居申込みをした市営住宅において受けることを予定している介護(介助・援助)について、内容・頻度、実施団体名等具体的にご記入下さい。 5. 生活の相談ができる親族(2名)の氏名、年齢、電話番号、続柄をご記入ください。 									
	氏	名				<u> </u>		年齢	電話番号	続柄
場合同意	た、春日 におい します。	て、本申立 <u> 月</u>	身入居工書及び	の入居 で 面接等	けん。 資格の認定を の調査で知っ					
						氏。	名		印	

給与支払証明書

氏名			採用 年月日	年	月	日	職種		扶養		親族	人
			•			_	•	-		<u>.</u>		•
年	月	基	本 給	賞	与	時間	外勤務	等手当	その他の	手当	月	計
/												
/	/											
/	/											
/	/											
/	/											
/	/											
/												
/												
/	/											
/												
/	/											
/	/											
合	計											

上記のとおり給与を支給したことを証明します。

令和	年	月	日

新在地 給与支払者 電話

 名称及び
 代表者氏名
 印

給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。

- ◎ 記載上の注意……給与支払者様へ
 - ア さかのぼって1年間(勤務が1年に満たない場合は、その該当月だけ)記入してください。 (前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。)
 - イ 就職後1ヶ月に満たない場合は、今後1年間の推定年間給与合計を算出してください。
 - ウ 記載事項は給与の原簿からペン又はボールペンで正確に転記してください。
- エ 記載を必要としない欄は斜線を引いてください。
- オ 訂正箇所には必ず訂正印を押してください。
- カ 通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください。

給 与 支 払 証 明 書 パート・アルバイト用

氏名			採年月	用目日	年	月	日	職種		扶養親族	人
年	月	時給(日	給)	勤發	5時間/日	勤務	日数	/月	その他の手当	月	計
. /		23,7,7	.,,,	.,,,,,					- ,—		
/	/										
/	/										
/	/										
/	/										
/											
/											
/	<u> </u>										
/	/										
/	/										
/	/										
合	計										

上記のとおり給与を支給したことを証明します。

令和	年	月	日

 所在地

 給与支払者
 電話

 名称及び 代表者氏名
 印

給与の支払者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載し社印又は代表者印を、また、個人の場合は個人印を押してください。

- ◎ 記載上の注意……給与支払者様へ
 - ア さかのぼって1年間(勤務が1年に満たない場合は、その該当月だけ)記入してください。 (前の勤務先等での収入は記入する必要がありません。)
 - イ 就職後1ヶ月に満たない場合は、今後1年間の推定年間給与合計を算出してください。
 - ウ 記載事項は給与の原簿からペン又はボールペンで正確に転記してください。
 - エ 記載を必要としない欄は斜線を引いてください。
- オ 訂正箇所には必ず訂正印を押してください。
- カ 通勤手当等の非課税部分の収入は記入しないでください。

収 支 明 細 書

令和 年 月 日

1.	所得者住所					電	活	
	氏 名				印			
2.	業 種 名							
	事業所所在地					電記	舌	
	事業所名称							
3.	事業開始年月日			年	月	日		
4.	事業期間	年	月	目	~	年	月	日

5. 月別収支内訳

摘	収	入の	部	支	出の音	浴		
							差	引
要								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
月								
計								

- ※ この収支明細書を提出する方は現金出納帳など、収支明細を証明できる帳簿を持参してください。
- ※ さかのぼって1年間(1年に満たない場合は、その該当月だけ)記入してください。

	退	職	証	明	書			
住 所								
氏 名								
上記の者に	は	年	月	日	付けで退職	したこと	ごを	
証明します。					令和	年	н	日
春日部市長あて					ተን ሊከ	+	Л	Ц
			住	所				
	証月	明 者	名	称				
			代表	者名				印
			電	話				
		き り	۲	り続	j			

車イス使用申立書

私は、 年 月 日頃から車イスを使用していることを申し立てます。

令和 年 月 日

申立者

住 所

氏 名 印

春日部市長 あて

......きりとり線

内縁関係申立書

年 月 日頃から内縁関係にあることを申し立てます。 私達は、

令和 年 月 日

印

申立者

住 所

氏 名

住 所

氏 名 印

春日部市長 あて

様式第3号(第23条関係)

婚約の証明書

令和 年 月 日

春日部市長あて

申込者住所

氏名 印

婚約者住所

氏名 印

上記両名は、 年 月 日婚約成立し、 年 月 日届出予定であることを証明します。

証明する者 住所

氏名 印